

市の外部の団体への関わり類型		①行政機能の補完の担保				指定の必要性	②市の財政に深刻な影響を及ぼすことのないように団体の経営状況を確認及び指導監督する。		指定の必要性	③特別な財政的・人的援助について説明責任を果たす。		指定の必要性		
		①-1行政機能を補完・代替する事業が適切に行われているかを確認及び指導監督する。		①-2行政機能の補完・代替に影響が生じないように団体の経営状況を確認及び指導監督する。										
1 出資・出捐	行政機能補完の度合い	◎	行政機能を補完するための団体を設立するため、出資等を行っている。	行政機能補完の度合い	◎	行政機能を補完するための団体を設立するため、出資等を行っている。	○	市財政への影響の有無・大きさ	○	団体の財政状況の悪化により、他の財政的支援が必要となる可能性がある。	○	特別な支援にあたるか	○	
	指導監督等の権限	○	・地自法221②「予算の執行に関する長の調査権等」 ・地自法199「監査員による監査」 ・株式会社については株主としての権限	指導監督等の権限	○	・地自法221⑥「予算の執行に関する長の調査権等」 ・地自法199「監査員による監査」 ・株式会社については株主としての権限	○	指導監督等の権限	○	・地自法221⑥「予算の執行に関する長の調査権等」 ・地自法199「監査員による監査」 ・株式会社については株主としての権限	○		○	
	他の統制手段	有	・地自法243の3②「財政状況の公表等」で、議会への事業計画・事業報告・予算・決算の報告が定まっている。	他の統制手段	有	・地自法243の3②「財政状況の公表等」で、議会への事業計画・事業報告・予算・決算の報告が定まっている。	有	他の統制手段	有	・地自法243の3②「財政状況の公表等」で、議会への事業計画・事業報告・予算・決算の報告が定まっている。				
2 補助金・交付金・負担金・利子補給	行政機能補完の度合い	○	・公益目的を達成するために、補助金等を支給している。	行政機能補完の度合い	○	・公益目的を達成するために、補助金等を支給している。	×	市財政への影響の有無・大きさ	×	・団体の破綻等による市財政への直接的な影響はない。	×	特別な支援にあたるか	○	・団体を特定した補助金等については、特別な支援にあたる。
	指導監督等の権限	○	・地自法221②「予算の執行に関する長の調査権等」 ・地自法199「監査員による監査」	指導監督等の権限	×	・団体の経営に対して指導する権限はない。	×	指導監督等の権限	×	・団体の経営に対して指導する権限はない。	×			○
	他の統制手段	有	・「町田市補助金等の予算の執行に関する規則」で、申請・交付決定・実績報告などの手続が定まっており、会計事務の手続きの中に組み込まれている。	他の統制手段	無		無	他の統制手段	無					
3 貸付金	行政機能補完の度合い	○	・公益目的を達成するために、貸付を行っている。	行政機能補完の度合い	○	・公益目的を達成するために、貸付を行っている。	×	市財政への影響の有無・大きさ	○	・市が貸付金を失う可能性がある。	×	特別な支援にあたるか	○	・団体を特定した貸付金については、特別な支援にあたる。
	指導監督等の権限	○	・地自法221②「予算の執行に関する長の調査権等」 ・地自法199「監査員による監査」	指導監督等の権限	×	・団体の経営に対して指導する権限はない。	×	指導監督等の権限	×	・団体の経営に対して指導する権限はない。	×			○
	他の統制手段	無		他の統制手段	無		無	他の統制手段	無					
4 損失補償・借入保証 借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している	行政機能補完の度合い	○	・公益目的を達成するために、損失補償等を行っている。	行政機能補完の度合い	○	・公益目的を達成するために、損失補償等を行っている。	○	市財政への影響の有無・大きさ	○	・市が団体の債務を返済しなければならない可能性がある。	○	特別な支援にあたるか	○	
	指導監督等の権限	○	・地自法221②「予算の執行に関する長の調査権等」 ・地自法199「監査員による監査」	指導監督等の権限	○	・地自法221⑥「予算の執行に関する長の調査権等」 ・地自法199「監査員による監査」	○	指導監督等の権限	○	・地自法221⑥「予算の執行に関する長の調査権等」 ・地自法199「監査員による監査」	○		○	
	他の統制手段	有	・地自法243の3②「財政状況の公表等」で、議会への事業計画・事業報告・予算・決算の報告が定まっている。	他の統制手段	無	・地自法243の3②「財政状況の公表等」で、議会への事業計画・事業報告・予算・決算の報告が定まっている。	有	他の統制手段	有	・地自法243の3②「財政状況の公表等」で、議会への事業計画・事業報告・予算・決算の報告が定まっている。				
5 信託の受託者 受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者	行政機能補完の度合い	×	・相手方は一般に信託銀行。行政機能は補完していない。	行政機能補完の度合い	×	・相手方は一般に信託銀行。行政機能は補完していない。	×	市財政への影響の有無・大きさ	○	・市の信託財産が減少する可能性がある。	○	特別な支援にあたるか	×	・市が受益権を有しており、特別な支援にあたらぬ。
	指導監督等の権限	○	・地自法221②「予算の執行に関する長の調査権等」 ・地自法199「監査員による監査」 ・不動産の信託は議会の議決案件	指導監督等の権限	○	・地自法221⑥「予算の執行に関する長の調査権等」 ・地自法199「監査員による監査」	×	指導監督等の権限	○	・地自法221⑥「予算の執行に関する長の調査権等」 ・地自法199「監査員による監査」	○		×	
	他の統制手段	有	・地自法243の3②「財政状況の公表等」で、議会への信託に係る事務の処理状況を報告することが定まっている。	他の統制手段	有	・地自法243の3②「財政状況の公表等」で、議会への信託に係る事務の処理状況を報告することが定まっている。 ・不動産の信託は議会の議決案件	有	他の統制手段	有	・地自法243の3②「財政状況の公表等」で、議会への信託に係る事務の処理状況を報告することが定まっている。 ・不動産の信託は議会の議決案件			×	
6 人的支援	行政機能補完の度合い	○	・公益目的を達成するために、人的援助を行っている。	行政機能補完の度合い	○	・公益目的を達成するために、人的援助を行っている。	○	市財政への影響の有無・大きさ	×	・団体の破綻等による市財政への直接的な影響はない。	×	特別な支援にあたるか	○	
	指導監督等の権限	○	・市職員が団体の役員となっている場合には、団体の運営に関与できる。	指導監督等の権限	○	・市職員が団体の役員となっている場合には、団体の運営に関与できる。	○	指導監督等の権限	○	・市職員が団体の役員となっている場合には、団体の運営に関与できる。	×			○
	他の統制手段	無		他の統制手段	無		無	他の統制手段	無					
7 指定管理者 公の施設の管理を行わせているもの	行政機能補完の度合い	◎	・公の施設の管理運営を行っている。	行政機能補完の度合い	◎	・公の施設の管理運営を行っている。	×	市財政への影響の有無・大きさ	×	・団体の破綻等による市財政への直接的な影響はない。	×	特別な支援にあたるか	×	・指定管理については、反対給付を伴うものであるため、特別な支援にはあたらぬ。
	指導監督等の権限	○	・地自法221②「予算の執行に関する長の調査権等」 ・地自法199「監査員による監査」 ・協定書に基づき、事業内容の確認や指導ができる。	指導監督等の権限	×	・協定書により、団体の経営状況を確認する権限はあるが、団体の経営に対して指導する権限はない。	×	指導監督等の権限	×	・協定書により、団体の経営状況を確認する権限はあるが、団体の経営に対して指導する権限はない。	×			×
	他の統制手段	有	・選考及び評価において、事業内容の確認及び指導を行っている。 ・選考・評価について、外部有識者に参画していただいている。	他の統制手段	有	・選考及び評価において、団体の経営状況の健全性を確認している。 ・選考・評価について、外部有識者に参画していただいている。	有	他の統制手段	有	・選考及び評価において、団体の経営状況の健全性を確認している。				
8 委託	行政機能補完の度合い	○	・市の委託事業を行っている。	行政機能補完の度合い	○	・市の委託事業を行っている。	×	市財政への影響の有無・大きさ	×	・団体の破綻等による市財政への直接的な影響はない。	×	特別な支援にあたるか	×	・委託については、反対給付を伴うものであるため、特別な支援にはあたらぬ。
	指導監督等の権限	○	・地自法221②「予算の執行に関する長の調査権等」 ・地自法199「監査員による監査」 ・契約書に基づき、事業内容の確認や指導ができる。	指導監督等の権限	×	・団体の経営状況を指導する確認、指導する権限はない。	×	権限	×	・団体の経営状況を指導する権限はない。	×			×
	他の統制手段	有	・「町田市契約事務規則」において委託の監督及び検査が定まっており、会計事務の手続きの中に組み込まれている。	他の統制手段	無		無	他の統制手段	無					